

※印鑑登録を代理人が行うとき※

登録する本人がどうしても来庁できない場合は、代理人を指定して、下記の手順で手続きすることができます。
(郵送にて本人確認をするため、登録に数日かかります。)

- 1 窓口に準備してある『委任状』を持ち帰り、登録する本人が記入・押印します。
- 2 本人が記入・押印した『委任状』を指定された代理人が市役所へ持参し、申請書などを記入します。
代理人が持ってくるもの・・・ ●記入・押印済みの『委任状』
●登録する印鑑（預かってきてください。）
●代理人の印鑑
●代理人の確認書類（免許証など）
- 3 提出された申請書などをもとに、市役所から『照会書（回答書）』を登録する本人へ送付します。
- 4 自宅などに届いた『照会書（回答書）』に登録する本人が記入・押印します。
- 5 本人が記入・押印した『照会書（回答書）』を指定された代理人が期限内に市役所へ持参し、申請書などを記入します。
→ 提出された申請書などに不備がなければ登録証を発行します。
代理人が持ってくるもの・・・ ●記入・押印済みの『照会書（回答書）』
●登録する印鑑（預かってきてください。）
●代理人の印鑑
●代理人の確認書類（免許証など）

※市役所へは上記1・2・5の計3回の来庁が必要です。